

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案 及び 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う 関係法律の整備等に関する法律案 概要

内閣官房サイバー安全保障体制整備準備室

趣 旨

- 国家安全保障戦略（令和4年12月16日閣議決定）では、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させるとの目標を掲げ、①官民連携の強化、②通信情報の利用、③攻撃者のサーバ等への侵入・無害化、④内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）の発展的改組・サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織の設置等の実現に向け検討を進めるとされた。
- 国家安全保障戦略に掲げられたこれら新たな取組の実現のために必要となる法制度の整備等について検討を行うため、サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議を開催（令和6年6月7日～11月29日）、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた提言」を取りまとめ。
→ これらを踏まえ、「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案」（新法）及び「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（整備法）として必要な法制度を整備。

概 要

官 民 連 携 (新法)

- 基幹インフラ事業者による
・導入した一定の電子計算機の届出
・インシデント報告
- 情報共有・対策のための協議会の設置
- 脆弱性対応の強化

等

通信情報の利用 (新法)

- 基幹インフラ事業者等との協定（同意）に基づく通信情報の取得
- （同意によらない）通信情報の取得
- 自動的な方法による機械的情報の選別の実施
- 関係行政機関の分析への協力
- 取得した通信情報の厳格な取扱い
- 独立機関による事前審査・継続的検査

等

ア ク セ ス ・ 無 害 化 措 置 (整備法)

- 重大な危害を防止するための警察による無害化措置
- 独立機関の事前承認・警察庁長官等の指揮等
(警察官職務執行法改正)
- 内閣総理大臣の命令による自衛隊の通信防護措置(権限は上記を準用)
- 自衛隊・在日米軍が使用するコンピュータ等の警護(権限は上記を準用)等
(自衛隊法改正)

↳ 分析情報・脆弱性情報の提供等 ←

組織・体制整備等 (整備法)

- サイバーセキュリティ戦略本部の改組 (サイバーセキュリティ基本法改正)
- サイバーセキュリティ戦略本部の機能強化 (サイバーセキュリティ基本法改正)
- 内閣サイバー官の新設 (内閣法改正)

等

施行期日

公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日 等